　　年　　月　　日

　　越前市長　殿

　　　　　　 　　　　［申出者］住所： 越前市

　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

電話番号：

保育料等減免申出書

　下記児童は、保育料等の算定基準となる市民税所得割合算額が77,101円未満で、子ども・子育て支援法施行規則第22条に掲げる世帯に属するため、越前市就学前教育・保育施設の利用者負担額等の算定及び徴収に関する規則の規定により**令和　　年度の**保育料又は副食材料費の減免を申出ます。

記

**１　児童について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 園名 | 児童名 | 生年月日 |
|  |  | 年　　月　　日生 |
|  |  | 年　　月　　日生 |
|  |  | 年　　月　　日生 |

**２　減免申出理由**　（該当する項目に〇をつけてください）

|  |
| --- |
| １で記載した入園児童と同一の世帯に次の児（者）がいるため、又は、入園児童が次の児に該当するため。  　　　　ア　　身体障害者手帳の交付を受けた児（者）  　　　　イ　　療育手帳制度の交付を受けた児（者）  　　　　ウ　　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児（者）  　　　　エ　　特別児童扶養手当の支給対象児  オ　　国民年金の障害基礎年金等の受給者 |

**３　添付書類**　　**上の２で記載した各種手帳又は決定通知書等の写しを添付してください**

**４　確認項目**　次の項目をお読みいただき、ご確認いただきましたら☑をご記入ください。

□ 市民税所得割額が77,101円以上の世帯は、減免にはなりません。

□ 保育料等の減免は、原則として申出書の提出のあった月の翌月から適用となります。

□ 減免の申出は年度ごとに必要です。翌年度も減免を希望する方は、改めて申出書

　 をご提出いただきます。

□ 年度途中に、２のア～オに該当しなくなった場合には、速やかに越前市こども未来課にご連絡ください。

□ 虚偽の申出があった場合や、減免要件を満たさなくなったことが後日判明した場合は、遡って保育料等を徴収いたします。